

令和6年度第1回
三田市都市計画審議会 資料
(諮問事項)

令和6年5月13日

目 次

第1号議案 説明資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

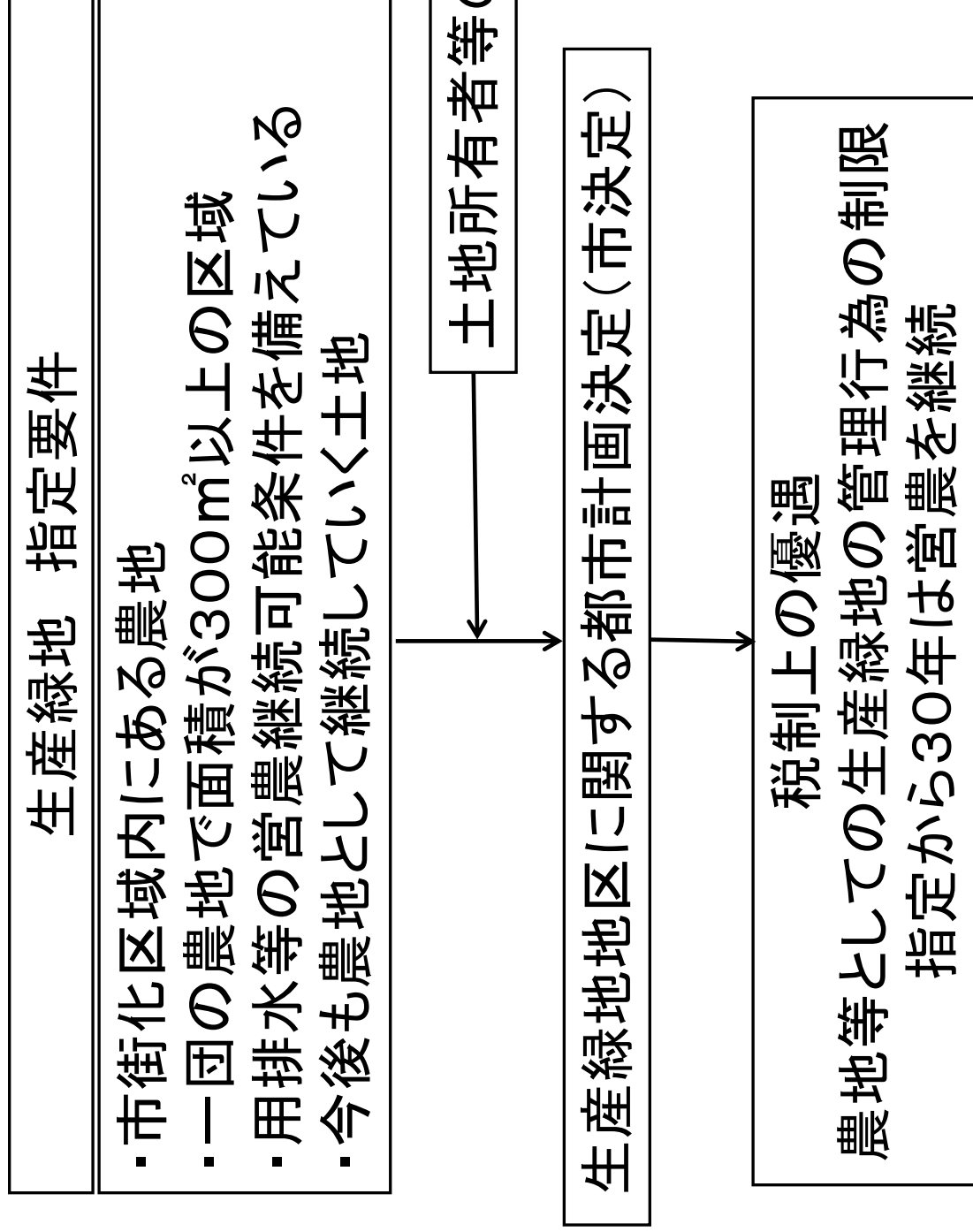
- ・ 阪神間都市計画生産緑地地区（三田-5 生産緑地地区ほか3 地区）の
変更（市決定）について

第1号議案
【説明資料】

阪神間都市計画生産緑地地区
(三田-5生産緑地 地区ほか3地区)の変更
(市決定)について

制度の概要について

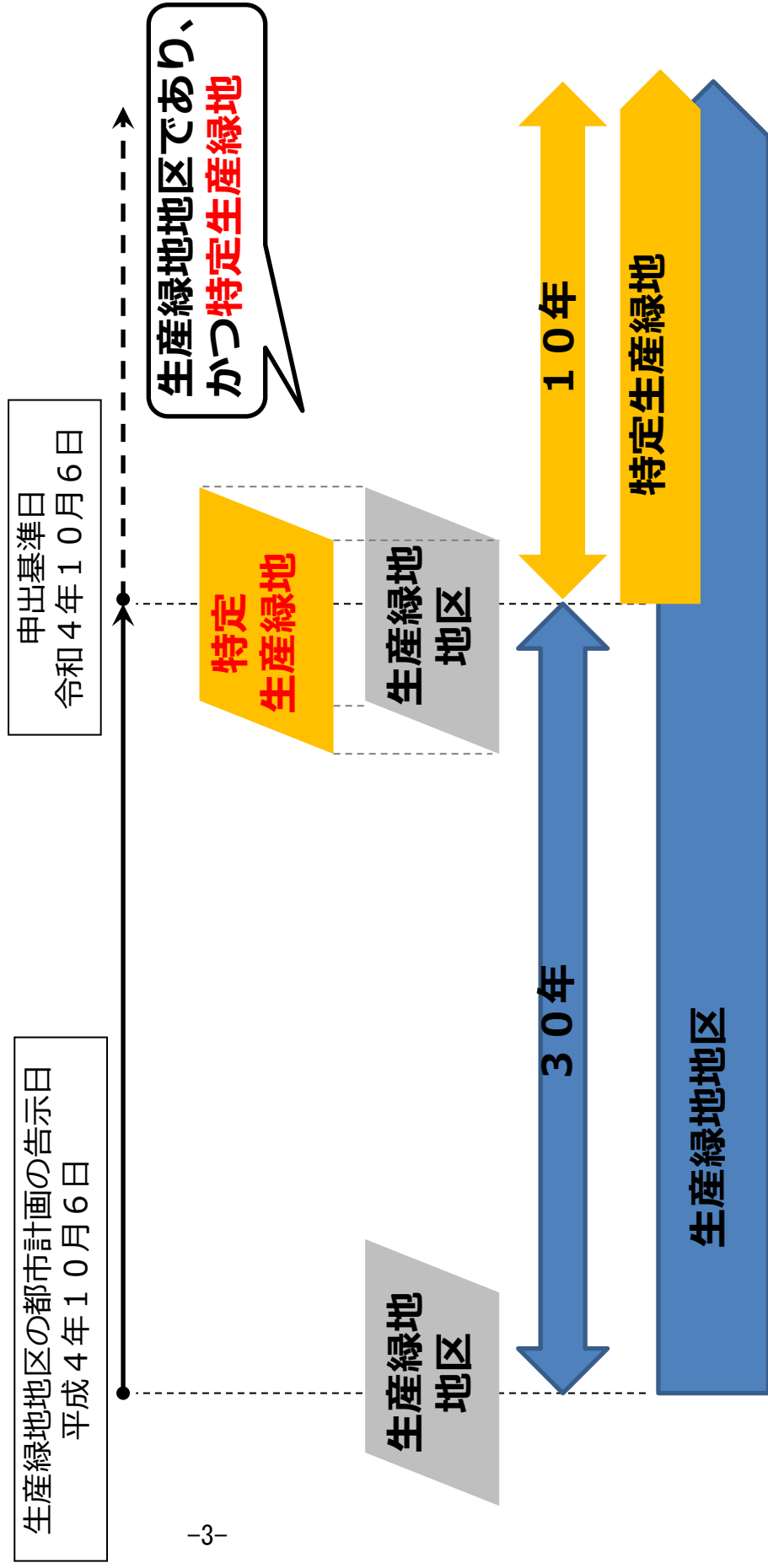
生産緑地地区とは



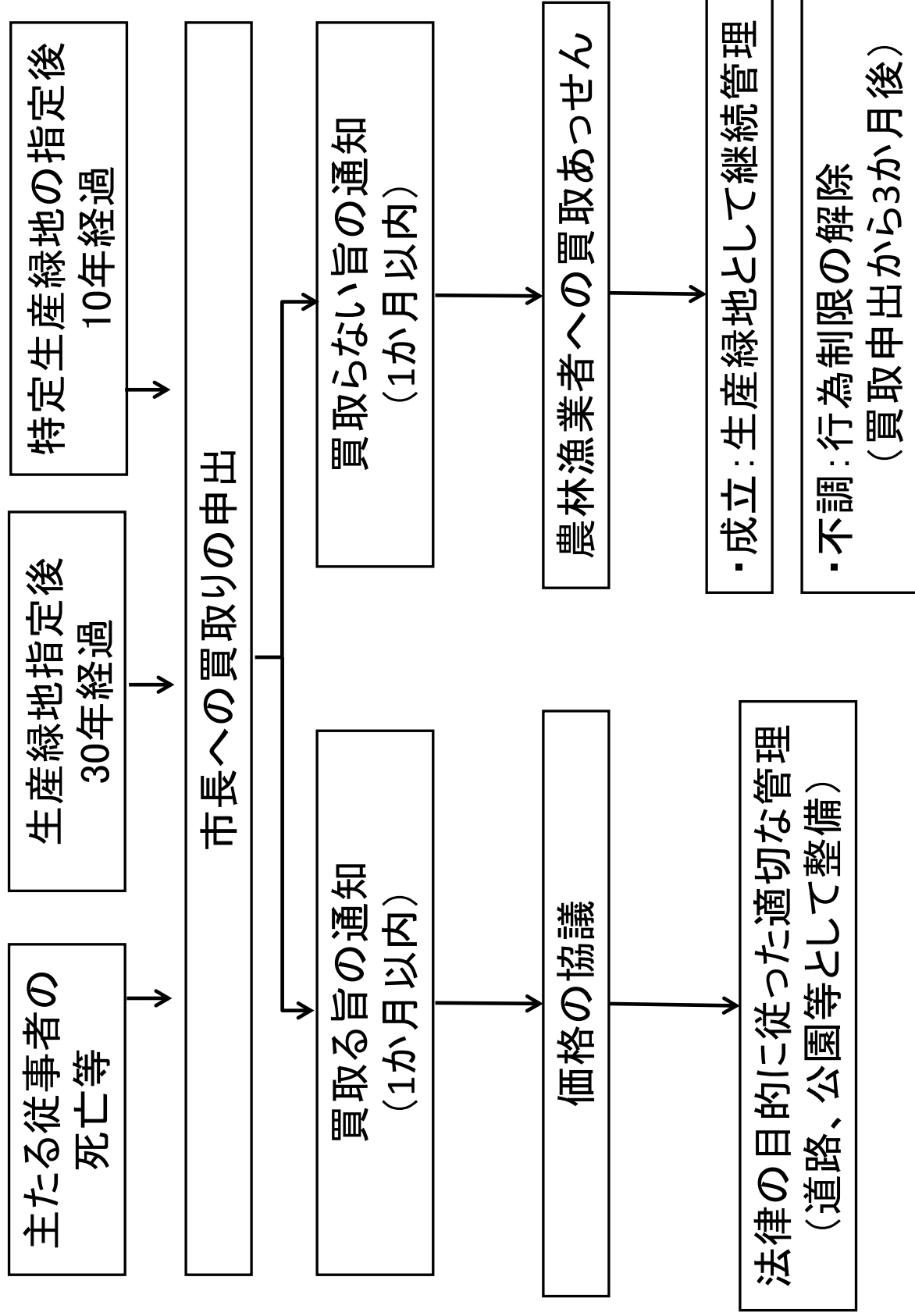
制度の概要について

特定生産緑地とは

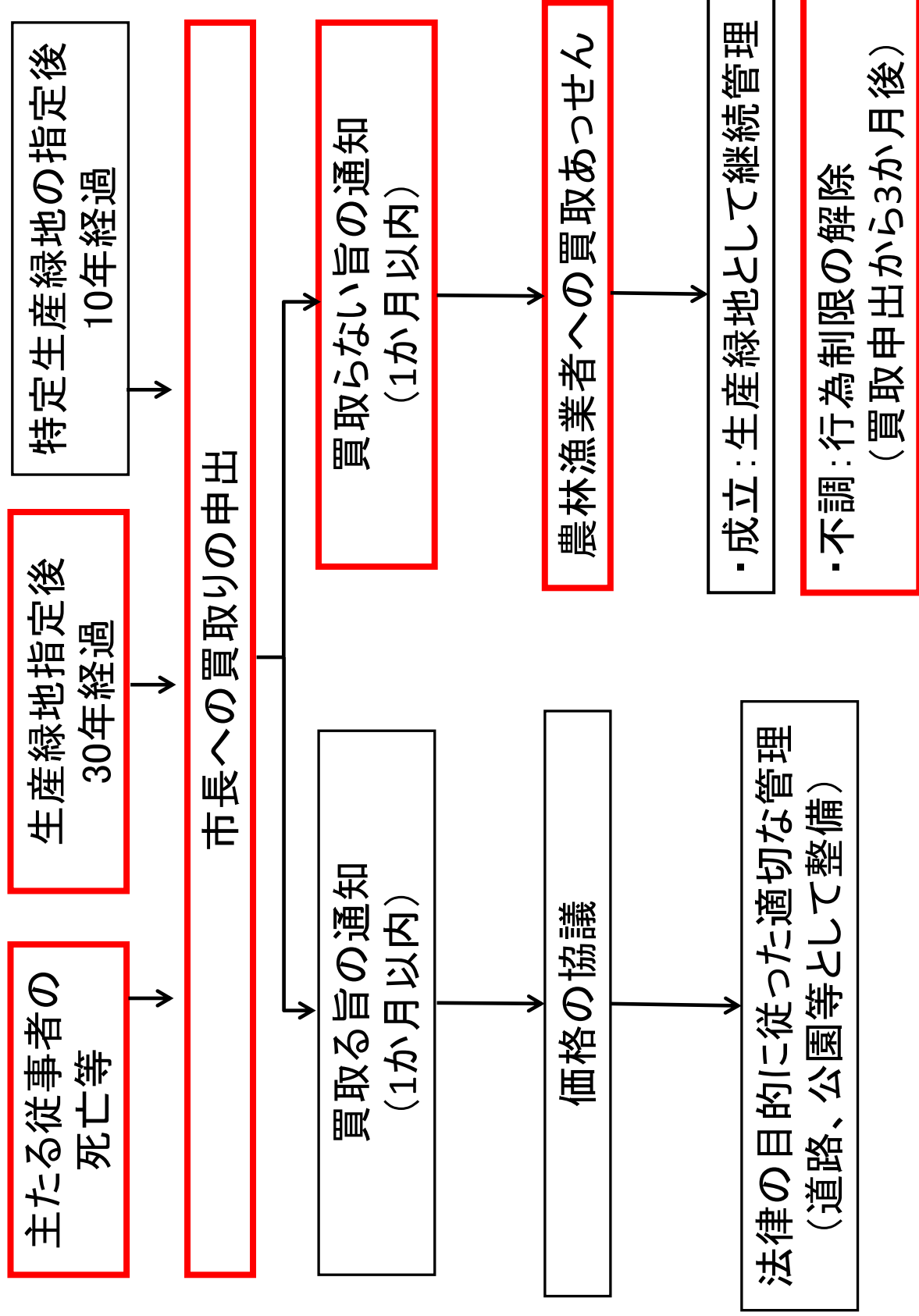
生産緑地指定から30年が経過するまでに、**特定生産緑地**の指定を行えば、
税制優遇や行為制限が**10年間延長**できる制度



買取り申出について



買取り申出について



変更箇所

1. 今回変更する農地の概要

対象農地	買取申し出のあった農地	
申請数	3申請	
筆数	12筆	
関連地区名	一部除外地区	三田-5、三田-20 ※道連れ解除なし
	廃止地区	広野-3、広野-4
買取り申出日	令和5年10月2日 が1申出(1筆) 令和5年11月14日 が2申出(11筆) 制限解除日は、令和6年1月1日、令和6年2月13日	

公有地としての買取希望調査を実施したものの買取りが成立せず、農業者への斡旋も不調

計画書 (案)

阪神間都市計画生産緑地地区の変更（三田市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

種類	面積
生産緑地地区	約6.03ha

1 都市計画生産緑地地区のうち、次の2地区を変更する。

名称	面積	備考
三田-5 生産緑地地区	約0.56ha	一部除外
三田-20 生産緑地地区	約0.23ha	一部除外

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

2 都市計画生産緑地地区のうち、次の2地区を廃止する。

名称
広野-3 生産緑地地区
広野-4 生産緑地地区

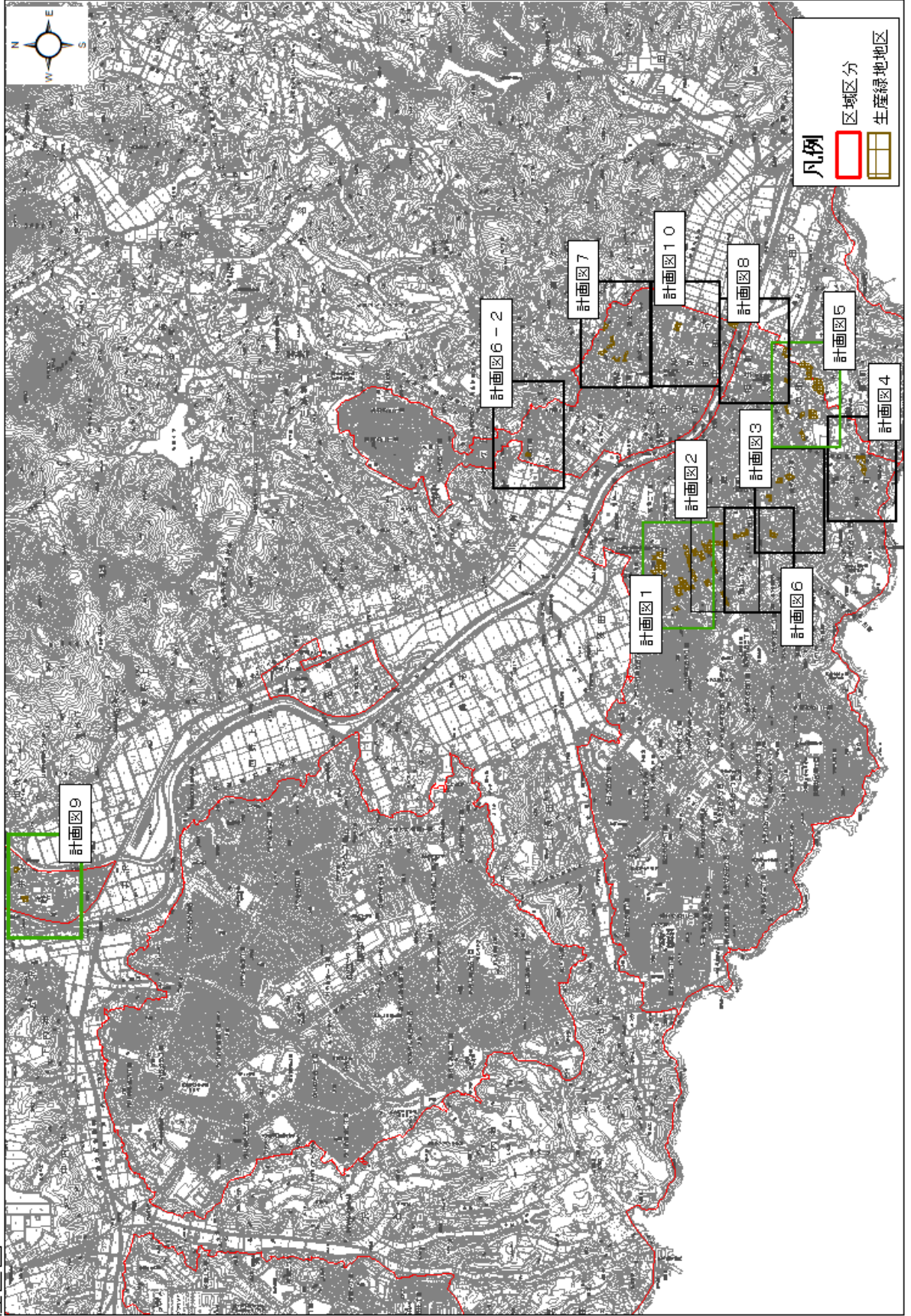
理由書

本市における生産緑地地区は、平成3年の生産緑地法改正によって、市街化区域農地等の持つ緑地機能に着目し、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境や生活環境の確保等に資する農地等を計画的に保全することで、良好な都市環境を形成することを目的として平成4年10月に都市計画決定されたものである。

このたび、三田-5生産緑地地区ほか3地区は、平成4年10月に前段の趣旨から都市計画決定されたものであるが、指定から30年が経過または主たる従事者の死亡により、当該地区の一部において生産緑地法第14条に基づく行為制限の解除がなされたことから、本案のとおり区域を変更または廃止するものである。

位置図

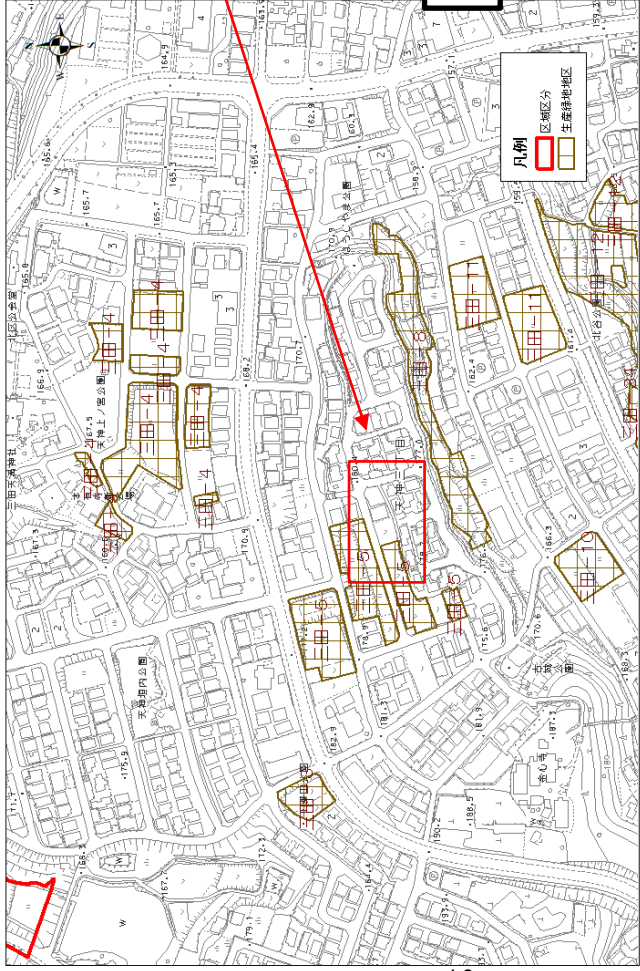
位置図



計画図及び変更箇所図（計画図1）

計画図 1

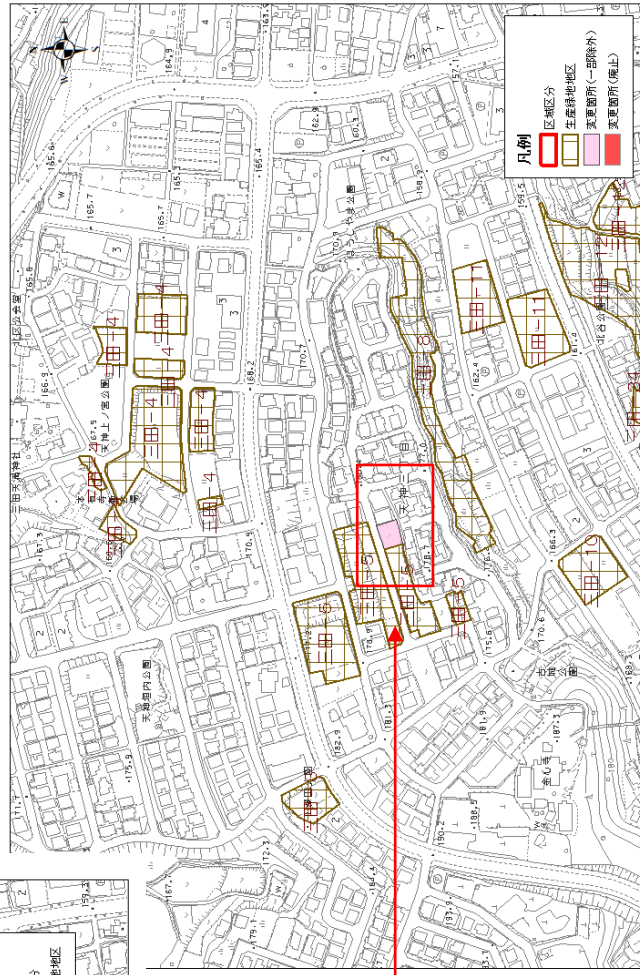
6ページ



反映箇所

生産緑地地区変更箇所図（計画図1）

9ページ

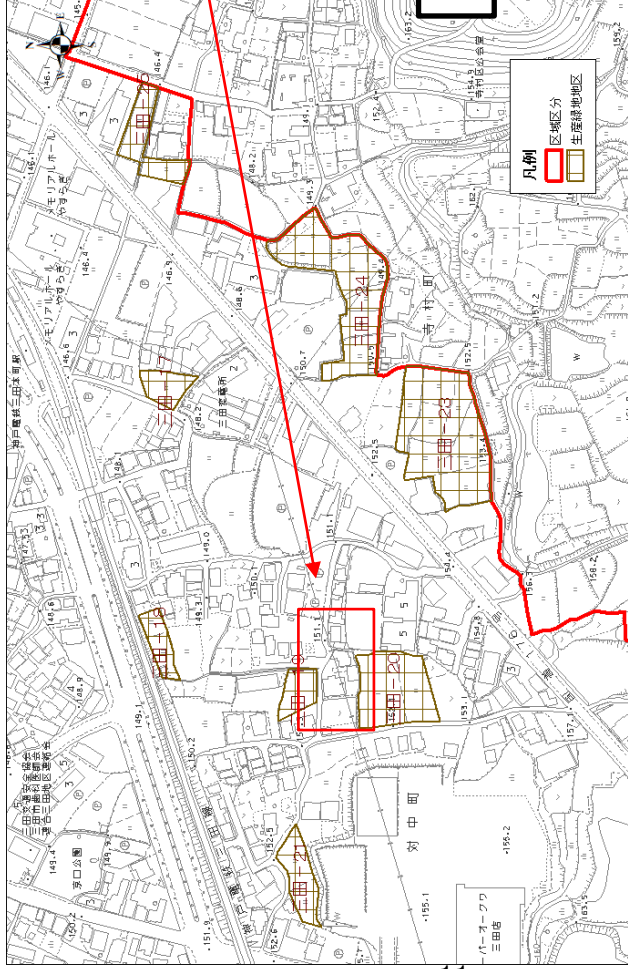


変更箇所（一部除外）

計画図及び変更箇所図（計画図5）

計画図5

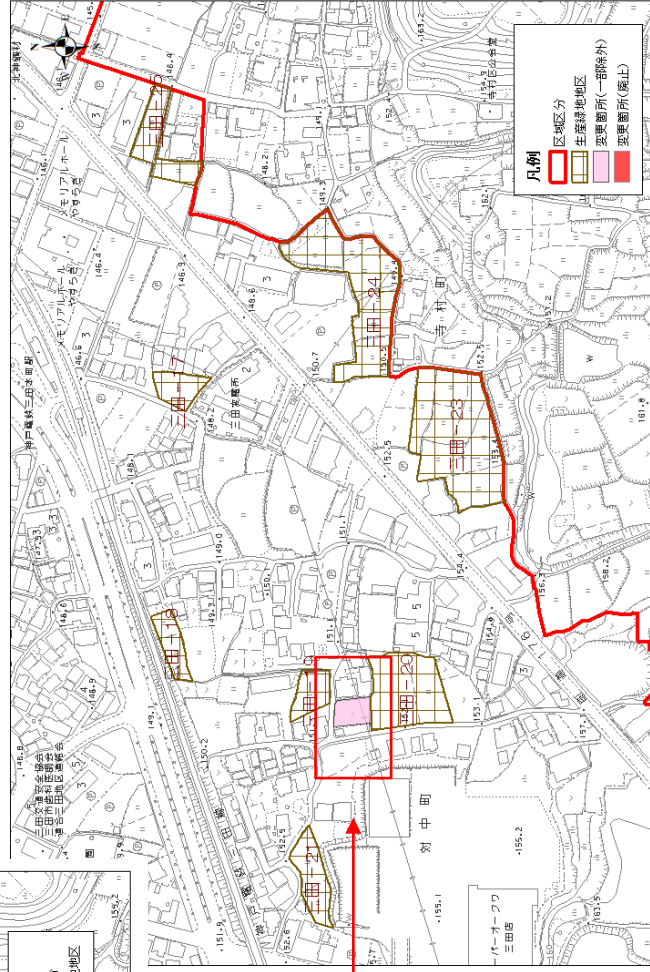
7ページ



反映箇所

生産緑地地区変更箇所図（計画図5）

10ページ

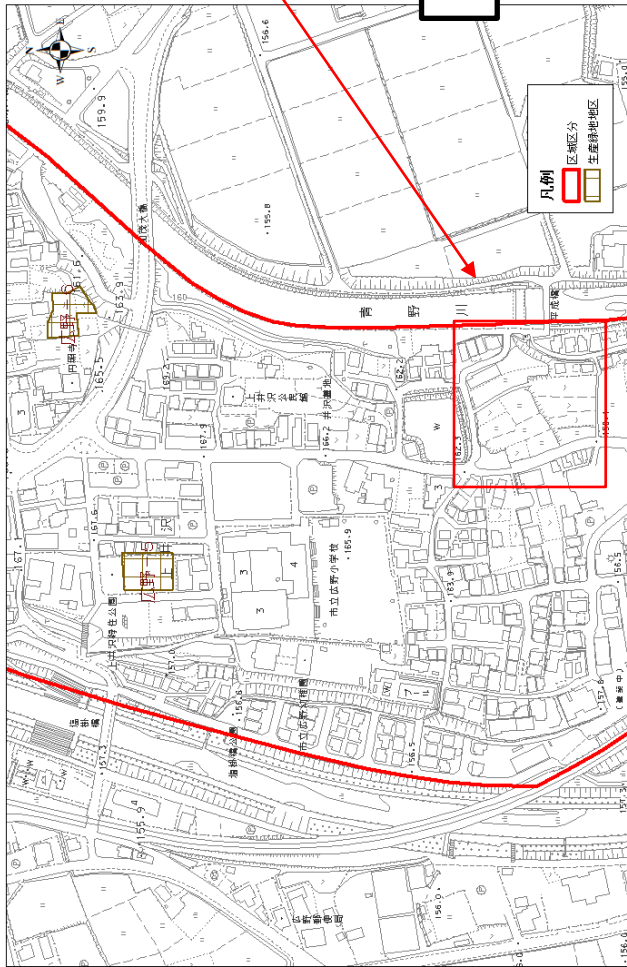


変更箇所（一部除外）

計画図及び変更箇所図（計画図9）

計画図9

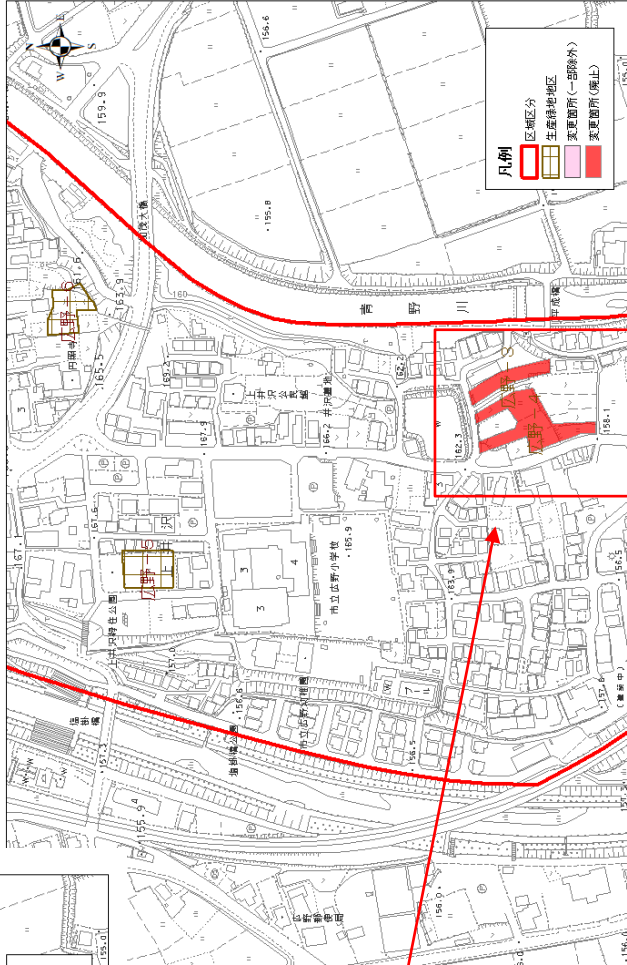
8ページ



反映箇所

生産緑地地区変更箇所図（計画図9）

11ページ



変更箇所（廃止）

変更前後対照表（参考）

1 変更概要

	地区数	面積
変更前	37	約6.31ha
変更後	35	約6.03ha
増減	△2	△約0.28ha

2 今回変更または廃止する生産緑地地区

番号	名称	変更前面積	変更後面積	増減	計画図 No.	変更内容及び理由	備考
1	三田 - 5	約0.58ha	約0.56ha	△約0.02ha	計画図 1	買取申出による従前地区の一部区域の除外	指定から30年経過したため
2	三田 - 20	約0.28ha	約0.23ha	△約0.05ha	計画図 5	買取申出による従前地区の一部区域の除外	指定から30年経過したため
3	広野 - 3	約0.05ha	約0.0ha	△約0.05ha	計画図 9	買取申出による従前地区の廃止	主たる従事者が死亡したため
4	広野 - 4	約0.15ha	約0.0ha	△約0.15ha	計画図 9	買取申出による従前地区の廃止	主たる従事者が死亡したため

生産緑地地区名称のうち「生産緑地地区」は略（△：減）

生産緑地地区一覽表 (参考)

名称	面積	備考	名称	面積	備考
三田-1	約0.06 ha		三田-25	約0.12 ha	
三田-3	約0.08 ha		三田-28	約0.06 ha	
三田-4	約0.65 ha		三田-29	約0.22 ha	
三田-5	約0.56 ha		三田-33	約0.14 ha	
三田-8	約0.18 ha		三田-34	約0.10 ha	
三田-9	約0.14 ha		三田-35	約0.15 ha	
三田-10	約0.14 ha		三輪-1	約0.05 ha	
三田-11	約0.30 ha		三輪-2	約0.09 ha	
三田-12	約0.47 ha		三輪-3	約0.06 ha	
三田-13	約0.09 ha		三輪-4	約0.11 ha	
三田-14	約0.16 ha		三輪-5	約0.08 ha	
三田-15	約0.12 ha		三輪-6	約0.06 ha	
三田-16	約0.14 ha		三輪-7	約0.13 ha	
三田-17	約0.07 ha		広野-3	—	廃止
三田-18	約0.05 ha		広野-4	—	廃止
三田-19	約0.07 ha		広野-5	約0.10 ha	
三田-20	約0.23 ha		広野-6	約0.11 ha	
三田-21	約0.11 ha				
三田-23	約0.49 ha				
三田-24	約0.36 ha				
合計	35 地区		約 6.03 ha		

生産緑地地区総括表（参考）

三田市

市街化区域内農地 (A)	生産緑地地区 (B)	面積割合 (B/A)
約 13.8ha	約 6.03ha	約 43.7%
	35地区	

市街化区域内農地 (A) : 令和5年4月27日現在
生産緑地地区 (B) : 変更後

阪神間都市計画の変更案の縦覧について

1. 都市計画の名称
阪神間都市計画 生産緑地地区
(三田-5 生産緑地地区ほか3地区)
2. 実施結果
 - ① 縦覧期間
令和6年4月16日(火)～令和6年4月30日(火)
 - ② 縦覧方法
ア 市役所本庁舎5階都市政策課 (縦覧者数 0人)
イ 市ウェブサイトにて閲覧 (縦覧者数 8件)
 - ③ 意見書提出期限
令和6年4月30日(火)
 - ④ 意見書対象者
関係市町村の住民及び利害関係人 (都市計画法第17条第2項)
 - ⑤ 意見書の提出方法
住所、氏名、年齢、電話番号を記入のうえ、郵送、
ファックス、電子メールまたはインターネットフォームに
て提出。様式は任意。
 - ⑥ 意見書件数
なし

生産緑地地区の変更手続きの流れ

